

仕 様 書

1 燃料種別及び購入予定数量

配達灯油（白） 3, 0 0 0 リットル

2 規 格

日本産業規格

3 契約条件

- ① 契約書のとおり。
- ② 数量は予定数量であり、変動するものであるので、落札者は予定数量に変更があっても異議を申し立てないこと。

4 納入方法

納入者の発行する給油伝票（3枚複写等）により行うものとする。

5 契約方法

配達灯油 1 リットル当たりの契約単価及び調整額を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

契約単価は、給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査の長野県内の配達灯油価格（変動）に調整額（固定）を加えた金額とするため、給油月毎に変動する（以下、変動後の単価を「給油単価」という。）。

契約単価及び給油単価の算出方法は、次のとおりとする。ただし、小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位以下を切捨とする。

（1）契約単価

$a + \text{調整額}$

a : 仕様書別紙 1 に記載の令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の配達灯油価格（円／ℓ（消費税込））

調整額：入札書に記載した契約単価から a を差し引いた金額

（2）給油単価

$b + \text{調整額}$

b : 給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の配達灯油価格（円／ℓ（消費税込））

6 請求代金計算

納入数量の集計は原則月末締めとし、集計数量に給油単価を乗じる。請求は、契約条項第8条により行う。